

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異について情報公表します。

男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	85.6%
正規労働者	80.8%
パート・有期職員	72.3%

対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

賃金

- ・基本給・超過労働に対する報酬・賞与含む
- ・退職金・通勤手当は含まず

パート・有期職員

- ・派遣職員を除く
- ・時給労働者について、フルタイム労働者の所定労働時間をもとに人員数の換算は行っていない

差異についての補足説明

〈正規労働者〉

- ・キャリア設計やライフプランによって働き方を選択できる人事・給与制度のため、現時点では昇給、昇格基準の高い職種に就く、男性労働者が多いため、差異が生じている。
- ・役職に当たる課長以上の職員について、女性職員が34%と少なく、賃金の差異に繋がっている。なお、役職への登用については経験年数を主な判断理由としているが、引き続き女性の課長職以上の役職への登用を図っていく。

〈パート・有期職員〉

- ・女性労働者について、パート（時給）職員が多いため平均賃金に差異が生じている。